

◎議 事 日 程（第1号）

令和5年5月9日（火曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 市長招集挨拶  
日程第4 報告第2号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）  
日程第5 報告第3号 専決処分事項の報告について（愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例及び愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）  
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第7 議案第21号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第2号）  
日程第8 委員会付託の省略について  
日程第9 承認第1号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第10 議案第21号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第2号）
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
保険福祉部長	人 見 英 樹 君	健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君
消 防 長	加 藤 義 久 君	市 民 課 長	橋 本 創 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	杉 本 昌 哉

---

午前9時31分 開会

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回愛西市議会臨時会を開会いたします。

ここで御報告いたします。

本臨時会に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承お願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（杉村義仁君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、13番・近藤武議員、14番・神田康史議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、5月2日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る5月2日に委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議いただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集挨拶

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和5年第1回愛西市議会臨時会をお願い申し上げたところ、議員各位におかれましては御多用の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、2020年1月に感染者が確認されて以来、これまで感染の拡大と終息を繰り返してまいりました。この間、市民や事業者の皆様には、感染状況に応じた様々な対応をお願いしてまいりました。これまでの御理解と御協力に感謝申し上げます。

御承知のとおり、昨日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更をされました。これにより、日常における基本的な感染防止対策につきましては、各自の判断に委ねられることが基本となります。市といたしましては、皆様に適切な行動を取っていただけるよう感染状況等を踏まえた情報提供などを行ってまいりますので、議員各位におかれましても引き続き御支援と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、今臨時会に提出をいたします案件につきましては、報告2件、承認1件、補正予算1件の計4件となっております。このうち補正予算につきましては、令和5年9月末までのマイナポイントの申込みのサポートを行うマイナポイント申込支援事業、低所得者の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の実施に必要な経費を盛り込んでおります。

各案件の内容につきましては後ほど担当部長より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・報告第2号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・報告第2号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）の報告をお願いいたします。

○消防長（加藤義久君）

それでは、報告第2号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

1枚おめくりください。

救助事案に起因して発生した事故について、損害賠償の額を6万8,464円とし、和解を行ったものでございます。なお、事故の概要等については記載のとおりでございますが、住所に訂正がありますので、後ほど正誤表を提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第3号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・報告第3号：専決処分事項の報告について（愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例及び愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

報告第3号：専決処分事項の報告について御説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、子ども子育て支援法の改正に伴い、その法令の条項ずれが生じ、市が愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例及び愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、独自の判断をする余地がないと認め専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和5年3月31日に専決をいたしました。

もう一枚はねていただいて、次のページを御覧ください。

改正の内容といたしましては、法令が改正されたことに伴い、関係条例について必要な規定の整備をする必要性が生じ、改めるものでございます。

施行の期日は、令和5年4月1日からでございます。

報告3号は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

専決処分事項の報告についての発言については認めておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

この後、議案の提案説明及び質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条に、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には自己の意見を述べることはできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・承認第1号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定より、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をしたので、報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和5年3月31日に専決をいたしました。

改正の内容につきましては、3枚はねていただき、承認第1号、資料2を御覧ください。

第1. 改正の概要は、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得を引き上げるものでございます。

第2. 改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行され、関係規定を整備するためでございます。

第3. 改正の内容としまして、1つ目の国民健康保険税の課税限度額の引上げについては、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額「20万円」を「22万円」に改正するものでございます。

2つ目の低所得者に係る軽減判定所得の引上げについては、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額「28万5,000円」を「29万円」に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額「52万円」を「53万5,000円」に改正するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、承認第1号について質疑をお願いします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正

する条例)について質問いたします。

まず1点目、専決を行ったことについての質問であります。この先決については議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったということがありますが、平成18年まではそういう内容でありましたが、それ以降については特段の、特に緊急を要するためという内容になっておりますので、極めて限定をしているというふうに理解をしておりますけれども、今回この条例について専決をされた理由をまず教えてください。

そして、その専決ということですが、他自治体でどの程度、また周辺自治体でどの程度専決をされているのか教えてください。

続いて内容でございますが、軽減されていた状況、この20万円から22万円になるということは、20万円のまま軽減されていた世帯というのもあると思います。それによって22万円増えるという世帯と併せてどのような変化があるのか教えてください。そして、その金額についても併せて教えていただき、国保会計全体に対する増額についての金額も教えてください。

続いて、5割減額、2割減額についてですが、世帯数とその増加数、そして負担軽減額についても併せて教えてください。

最後ですが、今回104万円という形で上限額が増えるわけですが、その上限の所得についてはどの程度の所得の方が上限となるのかお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

4点質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、最初の専決処分の理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、条例を4月1日から施行する必要があるためです。

続きまして、他の自治体の状況です。

賦課限度額について専決処分をした市、県内で34市のうち引上げをするのは30市、そのうち当市と同じように3月31日で専決処分をしたのは16市であります。近隣でいきますと、津島市、清須市等が入っております。また、軽減の基準額については、こちらは3月31日で専決処分をしたのは18市ございます。

続きまして、限度額20万円から22万円の引上げによる影響額です。

まず、本算定前ですので前年度所得金額で試算しますと、限度額引上げに伴う影響世帯数は72世帯で、影響額は約131万円の税収増となります。

続きまして、軽減判定の引上げによる5割減額についてです。

こちら前年度所得金額で試算しますと、16世帯が増加し、影響額は約59万円の税収減となります。2割の減額については、31世帯増加し、影響額は約64万円の税収減となります。

続きまして、限度額の合計が104万円になったが、その所得額が幾ら以上となるかの御質問です。

単身世帯で試算しますと、所得額が約1,243万円を超える額が対象となります。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

ありがとうございます。

では、この179条について専決した理由について、今聞くと各市町でもばらつきがあると。上昇するものについては34市中16市が先決をされると。軽減するものについては18市がやりますよと。違いは負担が増えるかどうかということで、しっかりと議会で議論をすべきではないかということで違ってくるのかなあというふうに感じましたが、ここで愛西市として、今179条の専決について、専決権の濫用に当たるのではないかということが各地でいろいろと議論がされているんですけども、今回のこの国保の条例の上限金額が上がることについての専決というのは、そういうことを検討されて、濫用に当たるのではないかという一般的な世論がある中で検討されて専決をされたのか、例年どおりだからということで行ってきたのか、その辺の検討をされたかどうか、専決は行わない方がいいんじゃないのというような検討もあったのかどうか確認をさせてください。

続いて、国保のこの内容ですが、20万円から22万円と合計で104万円に増加するわけですが、どうしても絶対に増やさなければならないというものではなくて、上限金額については据え置く自治体もあるかと思えますけれども、コロナの状況もあり、物価高の状況もありますので、こういった上限金額を据え置くような議論がされたのかどうか、そのことについてお伺いします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まず1点目なんですけど、こちらは例年どおりというわけではなく、検討いたしまして賦課期日が4月1日でありますので、市民の義務に影響する遡及は避けるべきとの判断から専決処分をし、議会に承認を求めています。

また、上限の据置きにつきましては、愛西市の国保事業運営、厳しいものとなっておりますので、こちらについては引き上げて持続可能な運営をすべきということで検討した結果、地方税法施行令の改正に伴って今回もお願いをするものでございます。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第21号（提案説明・質疑）

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第21号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第21号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

この補正予算は、マイナポイント申込支援事業の延長や国の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に迅速に対応するための予算について編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,886万9,000円を追加し、総額を252億5,547万円とするものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

まず歳入につきましては、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の戸籍住民基本台帳費補助金で個人番号カード交付事務費補助金1,940万円を計上いたしました。

同じく、2目民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金として5,050万円を、また同給付金の給付事務費補助金として441万円をそれぞれ計上しております。

なお、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で544万1,000円の減額計上となります。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、担当部長より御説明申し上げます。

初めに、市民協働部長より御説明いたします。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

私からは、市民協働部の所管に関するものについて御説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費で、マイナポイントの申込み手続きが困難な方を引き続き支援するため、マイナポイント申込支援委託料1,050万3,000円を国庫補助金を財源に計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管に関するものについて御説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2款9項4目子育て世帯支援対策費において、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費として5,491万円を計上いたしました。

内訳といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金として5,050万円を、またそれに伴う事務経費としてシステム改修委託料240万9,000円、郵便料10万7,000円などを計上しております。なお、実施に要する給付事業費及び事務費につきましては、国により全額補助されます。よろしく願いいたします。

以上で、令和5年度愛西市一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、議案第21号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

馬淵議員。

**○1番（馬淵紀明君）**

議案第21号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問させていただきます。

いただいた資料のほうでちょっとお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですかね。

まず、マイナポイント申込支援事業の予算内訳のところでは人件費が345万6,000円あるんですが、これのもう少し詳細な内訳を教えてください。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業のほうですが、これも人件費、資料には171万8,000円とありますが、時間外手当の手当は108万円となっております。この108万円も先ほど同様、詳細な内訳をお願いいたします。

それから予算内訳のところでは、給付費のところでは5万円の対象者が1,010人となっておりますが、これももう少し細かいところの内訳を教えてください。よろしくお願いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

私からは、子育ての部分について御答弁させていただきます。

まず、1つ目の職員の時間外手当についてですが、職員1人当たり4か月で80時間、5人分となります。

次に、対象となる児童ですが、ひとり親世帯で550人、ひとり親世帯以外分で460人、合計1,010人の児童を見込んでおります。以上でございます。

**○市民協働部長（田口貴敏君）**

私のほうから、時間外に関する内訳です。

土・日開庁に対応するための手当で、月末の土・日を本庁5名、立田支所3名、八開支所3名、佐織支所3名を想定して積算しております。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

では、再質問しますけれども、子育てのほうの給付金事業のところでは1,010人の内訳は分かっていたんですが、世帯数が分かれば教えていただきたいと思っております。

また、ここに書かれています対象のところの直近の収入が減少し、上記1または2と同水準になった世帯を含むと書いてあるところの、この直近というのはいつからのことを指すのか教えてください。お願いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず世帯数につきましては、ひとり親世帯分は令和5年3月児童扶養手当499人プラス家計急変分51人を見込んでおります。ひとり親世帯分以外については、令和4年396人プラス家計急変の64人を見込んで、合計1,010人となっております。

また、家計急変につきましては、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの家計急変があった方を対象としております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

真野議員。

○5番（真野和久君）

それでは、マイナポイント申込支援事業について質問をしたいと思います。

最初に、今回の国の交付金のほうが1,940万円、一方で、この資料のほうを見ますと人件費プラス委託料で1,395万9,000円ということで、この差額になっている部分、これ以外にどうなっているかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、マイナンバーカードについてですけれども、現在の申込み数と交付数、また交付率についてお尋ねします。

それと、今回このマイナポイント第2弾事業というのについては、基本的に決済サービスへの登録と保険証の登録、それから公金受取口座登録の3つで2万円という形になっていますけれども、今回の交付の現状について、保険証機能の付加数というのはどのぐらいあるのか、またその割合についてお尋ねをしたいと思います。

それから、現状、近隣市町のマイナンバーカードの交付率についても教えてください。

それから、今回延長となるわけですけれども、延長前までのところで、この申込み支援事業でポイントの申込みを行った件数はどのぐらいあるのか。それからあと、2月までに申請をされた方が対象となっていますけれども、申し込んだけれどもまだマイナンバーカードが届いていない方とかいろいろあると思いますが、ということで、いわゆるまだマイナポイントの申請ができていない、そうした交付ができていない方がどのぐらいいるのか。

それからあと、全体としてマイナポイントを申請していない人はどのぐらいいるのかについて教えてください。

○市民協働部長（田口貴敏君）

まず、現時点での交付率であります。現時点での愛西市の交付率は4月23日現在で68.45%であります。

それから、保険証の付加に関しては、オンラインでやられてみえる方もお見えになりますので、市としては全体像を把握はしておりません。

それから、他市の状況でございます。同じく4月23日現在の他市の近隣状況でいきますと、津島市が71.75%、弥富市65.81%、あま市67.78%となっております。

次に、マイナポイントの対象者とまだ交付できていない方を含めての報告であります。2月末時点での申請件数が5万175件、これがマイナポイントの受け取れる対象者になりますけれども、現時点で交付をしているところが4月23日現在で愛西市としては4万2,518件交付をしておりますので、その差としては7,657件の方にまだ交付ができていない、お渡ししていないという状況になりますので、引き続き作業を進めまして、速やかに受け取っていただきたいと考えております。

あと、マイナポイントを申請していない方の数ですけれども、これもオンライン含めて申請される方がお見えになりますので、全体像としては愛西市としては把握しておりませんが、国の調査によりますと、25%の方がまだ現時点で申請をしていない方がお見えになるという統計がありますので、おおむねそのような数字を想定しております。

#### ○市民課長（橋本 創君）

歳入と歳出の差額でございますけれども、令和5年度の4月、5月の歳出につきましては、補助金の確定がしておりませんでした。しかしながら、今回補正するに当たりまして補助金が確定するというので、その4月、5月についても歳入予算として計上させていただいたことによる差額でございます。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

答弁がされていない部分も含めて、もう一遍質問したいと思いますので再質問します。

まず1つは確認ですけれども、いわゆる交付金額と、それから今回の支出の金額との差額の分についての人件費等は、3月議会での今年度予算の中に含まれているということで考えてよろしいのか。それはちょっと後でまた確認のほうをお願いします。

それから、もう一遍言いますが、マイナンバーカードの愛西市の交付件数を教えてほしいのと、もう一つは職員の時間外手当、先ほど土・日交付のときの出勤のあれだと言っていますけれども、これは時間外手当、人数それぞれ5人、3人、3人となっていますけど、それぞれ別々で、合計で14人と考えていいのか。あと、時間数としてどれぐらいになるのかについて教えてください。

それと、市がやっている支援事業で交付した人の人数というのを教えていただきたい。いわゆる実績、この事業の、について教えてください。電子申請とか個人でやったものは当然除きますので、市がやっている市役所のロビーでやっているやつについて今どのぐらいの実績があるのか。

また、あと同時に、今後これは延長されますので、その中でどのぐらいの件数が見込まれているのかについて教えてください。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、順次お答えさせていただきます。

まず差額に関してですけれども、議員おっしゃるとおりであります。

それから、改めて交付件数、交付件数は先ほども申しましたように4月23日現在で4万2,518件となっております。

それから、マイナポイントの申込み支援事業の実績でございますが、12月からこの事業始まっておりまして、3月までの実績であります。マイナポイントの支援を行った人の数は、延べ人数にいたしまして7,786人です。また、今後の想定人数であります。先ほど言いましたようにまだ全体像が把握が難しいということでもありますので、現時点で愛西市として申請をした方というのがおおむね5万人になりますので、その25%の1万2,500人が今後マイナポイントを取得する可能性があるというふうに考えております。

時間外の内訳でございます。それぞれ先ほど言った5人、3人、3人、5人というのは、それぞれです。人としてはかぶっておりません。また、それぞれ8時間の想定で考えております。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

吉川議員。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第21号：令和5年度愛西市一般会計補正予算(第2号)について質問をさせていただきます。

総務費、新型コロナウイルス感染症緊急対策費、子育て世帯支援対策費の中の子育て世帯生活支援特別給付金について、少し事例を踏まえて、こういった場合はどうなるかということでお伺いをしたいと思います。

例えば、御夫婦の仲がうまくいなくて家を出られた場合、多分この児童扶養手当受給世帯には該当しないと思うんですけど、独り親にまだなっていない状況だと思うんですね。そうすると、この給付金がいただけない。そして、まだ離婚が成立していないとなると、令和4年度の住民税の税額も多額であるがゆえに、この手当が受けられないというような状況が出てくると思うんです。家を出たばかりの母子世帯、そして調停中の母子世帯等があると思いますが、そういった場合どのような判断をされるのか。また、市として特別な手当の状況があるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

事例なので、おおむねの部分なんですけれども、お一人、子供さんと過ごしていらっしゃるということであれば、令和5年1月1日以降、収入が急変したという形の家計急変での申請をしていただくように相談をしていただければ、対象になるかならないかを窓口でまた御説明させていただきますことになると思いますが、家計急変の該当をすれば支給の対象となる可能性は高いと思います。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

今までもそのような判断等をされて給付に至っているケースがあれば、件数等教えていただきたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

令和4年、家計急変につきましては4世帯ほどありましたけれども、給与の部分での対象者でありますので、ちょっと詳しい事情については把握しておりません。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

河合議員。

#### ○4番（河合克平君）

では、令和5年愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問をいたします。

準備してきた質問はある程度答えられてはおりますけれども、順次質問したいと思います。

9ページの2款9項4目19節の扶助費5,500万円、子育て世帯生活支援特別給付金について確認をさせていただきますが、対象となる児童等については先ほどお伺いしましたので、児童は550人が児童扶養手当の対象の児童、非課税となる世帯については460人の児童が対象となりますよということは分かりましたが、それぞれ、例えば児童扶養手当受給世帯で考えると、児童1人、2人、3人と扶養がある場合について、所得の上限について確認をさせてください。

また、非課税世帯の子育て世帯についての児童1人、2人、3人のそれぞれの扶養がある場合の所得の基準を教えてください。

今回、臨時議会で提案されておりますが、できるだけ早い支給をしていただけるのかなあとは思いますが、この支給されるのは一体いつまでに支給がされるのか確認をさせてください。

続いて、生活保護世帯の扱いについて確認をさせてください。生活保護世帯については、この給付金は収入認定がされるのか、されないのか。生活保護世帯の中の子育て世帯については、そのまま追加分の給付となるのか確認をさせてください。

最後になりますが、直近の収入が減収したときについての申請の場所と方法、また先ほど来お話もありましたが、収入認定をしますので、この認定の仕方、どのような形で年間なるのか。その収入の認定の仕方が分かれば、先ほど教えてくださいと言った所得基準以下であれば大体給付がされるのかどうか確認をさせてください。お願いします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、児童扶養手当の所得制限額についてですが、扶養人数によって変わりますが、受給者本人の所得金額で1人扶養の場合は230万円、2人扶養の場合は268万円、3人扶養の場合は306万円になります。

次に、住民税の均等割の非課税の所得限度についてですが、扶養児童数によってこちらも変わりますが、所得金額で1人扶養の場合は82万8,000円、2人扶養の場合は110万8,000円、3人扶養の場合は138万8,000円になります。

また次に、いつ支給を予定しているのかについてですが、令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方や、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給の方で、振込先情報を把握している対象者については、申請なしで5月の末日までには支給をする予定です。また、家計急変者等については申請が必要になるので、受付後、随時支給をする予定となっております。

続きまして、生活保護の収入認定ですが、所得税法による非課税所得に該当し、課税の対象にはなりません。生活保護の被保護者に支給された場合は、生活保護の収入認定しない取扱いとなります。申請の場所については、そういう事情のある方については、できれば子育て支援課の窓口に来ていただけるといいと思いますが、通常の申請は支所のほうでも実施しております。

続きまして、収入減となった確認はどのように行うかということですが、令和5年1月以降影響を受けた月の給与明細等の添付を予定しております。その添付をしていただいた後に本人が確認できる書類、それから振込先が分かるもの、それから状況によっては必要な書類を添付していただいて申請をしていただくという流れになると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○4番（河合克平君）

分かりました。

先ほどおっしゃっていただいた収入基準ですが、児童扶養手当、独り親の場合は230万、また非課税の場合は1人で82万8,000円というお話もありましたが、なかなかこの金額になるような収入に落ち込んで、それでそれを12か月掛けて年間の収入を出してするということだと思いますが、これは今所得でお伺いしましたので、給与ということになると給与所得控除分プラスされますので、もう少し、55万以上は多くなる収入かというふうに考えますが、その収入認定について、令和5年1月からだから、一番低い収入で12か月してくれるのか、平均で12か月してくれるのか、その辺のことについて1点お願いをします。

あと、先ほどお話があった収入認定については、独り親の場合は230万、268万、306万の所得以下になる人についてはいいよと、また給付されるよと。非課税世帯については82万8,000円から138万8,000円と言われましたが、その所得で給付がされるよという考えで、2つのパターンで考えてどちらになるかというふうに、給付がされるのかどうかということを考えればいいのかどうかの確認と、最後に、物価高騰ということですので、市として新たに付け加える、もうちょっと給付を増やした方がいいんじゃないかとか、枠を増やした方がいいんじゃないかというような検討はされたのか教えてください。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、収入については一番低いところを基準として計算をします。それから、あと非課税か独り親かというところについては、優先される部分で先に事象が起こったものを優先して支給対象とみなします。それから、あと市としては、子育て世帯の生活支援特別給付金についての増額等については国から示されたとおりで実施をする予定となっております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・委員会付託の省略について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました承認第1号、議案第21号につきましては、本臨時会の会期が本日

1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、承認第1号、議案第21号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・承認第1号（討論・採決）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

##### ○4番（河合克平君）

では、承認第1号の専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対の立場で討論いたします。

反対する理由は主に2つありますが、1点目は先ほど質疑の中でお話をしましたが、専決権の濫用等についてのお話であります。議会が招集できない、招集しようと思ってもできないというような明確な理由、またそういった呼びかけをしても答えてもらえなかった。だから、仕方がなく市長は専決を行ったというストーリーであれば、まだ市民の負担増になることについても専決をされる分については違法性、また専決かどうかであったということは対象にならないのかもしれませんが、そういった特段に努力をしてみたけどやっぱり無理だったというような、そういった動きがあって初めて、市民の負担増となるような部分の専決、市民が不利益となるような部分の専決というのは行われるべきではないかというふうに考えますし、それが地方自治法の要求ではないかというふうに考えます。

今回、実際に131万円分の国保の収入増となるということは、131万円の負担を市民にさせていただくという内容の条例になりますので、それについてはやはりしっかりと議会で議論をして、市民の方にとって本当にどういった方法がいいのかということについて、しっかりと考える必要があると考えます。それによって、二代表制の意味、市長と議会との均衡、バランスを取りながら市政をしっかりと進めていくという、そういう愛西市政の運営になるのではないかと、このように考えますので、今回の専決については取り下げをいただいて、再度6月議会で提案をしていただくという方法が一番いいのではないかと、このように考えますので、この今回の専決については反対とさせていただきます。

また、4月1日から条例を改正しなければならなくて、遡及は避けるべきだというお話もありましたが、絶対に避けなければならないというのではなく、7月に算定をされるわけです。

ので、7月の算定に条例変更が間に合って、本算定に間に合えば十分市民に対しても説明ができますし、市民の方も御納得いただける内容になるというふうに併せて考えますので、今回のこの市民の負担増になるという専決、市長が決められる専決をしたということについては、この条例については反対する理由の一つであります。

2つ目の理由として、102万円の上限が104万円になるということについての負担増の問題であります。大幅に、30年ほど前は40万円とか、最高金額がそういう金額でしたが、本当にこの間ずうっと負担増が続いてきている主な理由については、国からの交付金が減ってきているということが最大の理由かというふうに思いますし、もともと国民健康保険の保険の人たちについては、所得が少ない方々が入っているということもありますので、収入が少なく運営が厳しいということは当たり前のことであって、その当たり前のことを、それをしっかり行うためには、やはり国が、県が、市が国保会計に対してしっかりと繰入れを行う中で運営がしっかりと行われるようにしていくということが責任であるというふうに考えます。

そういった点では、国が上限を上げるということについて追従するのではなく、愛西市の市民にとってどういった方法がよかったのかということについて検討を行いながら、国、県に対して、よりたくさんの方々の支援を行えということをお願いしていくのが市の責任であるというふうに考えますので、今回のこの国民健康保険条例の一部改正については、専決されたという反対と、内容についての負担が多くなるということについての内容で反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第10・議案第21号（討論・採決）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第10・議案第21号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

真野議員。

○5番（真野和久君）

それでは、令和5年度一般会計補正予算（第2号）に関する反対討論を行います。

今回の補正に関しては、マイナポイントの申込み支援業務委託事業と子育て世帯の生活支援特別給付金事業の2つの件であります。そのうち子育て世帯の生活支援特別給付金事業に関しては、速やかに進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ただ、マイナポイントの申込み支援業務委託事業に関しては、現在、マイナンバーカードに関しては国会のほうでマイナンバーカードと保険証の一体化を進める法案が議論されています。これが成立しますと、いわゆる紙の保険証が廃止という方向に原則なっていくわけで、これは非常に大きな問題があります。

1つは、保険事業として保険証の廃止によってマイナンバーカードそのものだけになると、マイナンバーカードだけでは実際には保険証の機能は果たさないもので、当然、医療機関に関してはその端末を持って、そしてその端末を通じてクラウドから情報を引き出して確認をするという形になりますので、そういう点では、もしそういったことができない場合に保険証の確認自体が非常に難しくなってくるというようなことでの問題があると思います。

また、実際に今運用されている中でも、なかなか顔認証等ができないというような問題とか、また保険証の中身に関しては、結局病院が手入力しなきゃならないとかで余計な時間がかかるとか、いろんな問題があって、紙のほうの方が非常に便利というようなことも実際に言われていることでもあります。

あと、やはりこのマイナンバーカードの問題と保険証の一体化の問題は、本来任意であるマイナンバーカードの取得が、実情強制になってしまうということも大きな問題であります。マイナンバーカードそのものについては、いわゆるマイナポータルに集まった、登録した様々な個人の情報が、民間企業が活用できるように現状はなっています。その点でも大きな問題もあるし、実際運用面でも、例えば最近でも横浜市や足立区などで住民票をコンビニから取ろうとしたら別の人の住民票が出てくるというような状況もあって、こうしたトラブルも大変大きな問題もあります。

こうした状況の中で、さらにこうした支援を進めていく、特に保険証を登録していくようなことは、医療機関としても非常に大きな今問題にもなっていますので、そうしたことを進めていく支援については、やはり賛成ができないということでもあります。

全体として、交付金事業はやはりやってほしいですけれども、このマイナンバーカードについては、幾らポイントの申込み支援とはいっても、そうしたことを進めていくことになってしまいますので、全体として反対とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

他に反対討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第21号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論させていただきます。

私自身もマイナンバーに対して大変危機感を持っています。昨年度はP a y P a y で簡単に納税ができたものも、今年からはマイナンバーカードもしくは免許証を読まなければ納税ができない。そのデータはP a y P a y のどこに行くんだろうとか、いろんなやはり疑問を持っています。

行政のみならず、経済の中でこのマイナンバーカードがどんどん使われ、一方では漏えいの問題がかなり起きている中で、どこまでこのカードを使って世の中が動いていくのか、そういったことに大変危機感を持っておりますので、その点について、この議案については反対の立場であります。

また一方、子育てにつきましても、ぜひいろんな事例があると思いますが、知恵を絞って、本当に困っている方々に支援が行くように頑張ってくださいと思います。今までの支援についても、やはり何年何月現在の世帯主に対して子供のこういった給付金が支払われるということで、実際に子供を連れて家を出ている、そんな御家庭にはそのお金が届かず、子供がいない御家庭に給付金が届く、そんな事例もありました。ぜひやっぱり現状、現場をしっかりと見て、適切に子供に給付金が届くような知恵を絞っていただくことを要望して、残念でございますが反対討論とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで暫時休憩を取らせていただきます。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○消防長（加藤義久君）

報告第2号：専決処分事項の報告について、先ほど住所に誤りがありましたので、正誤表にて修正をさせていただきます。

南川並とありますが、正しくは川並でありました。大変申し訳ありませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

令和5年第1回愛西市議会臨時会の閉会に当たりまして一言挨拶を申し上げます。

本臨時会でございますが、議員各位におかれましては慎重な御審議をいただき、御議決を賜りまして誠にありがとうございました。御議決を賜りました補正予算につきましては、迅速かつ確実な手続に取りかかってまいります。

さて、5月に入りまして、市内では様々なイベントや行事が行われております。今後につきましては、5月14日には木曾三川交流レガッタ、21日日曜日には木曾三川連合総合水防演習、28日日曜日には市消防団観閲式の開催が予定をされております。議員各位におかれましては大変お忙しいとは存じますが、何とぞ御出席を賜りますようお願いをしたいと思います。

中でも、木曾三川交流レガッタが開催をされます長良川国際レガッタコースにおきましては、2026年に開催されますアジア競技大会のボート競技の競技会場に決定がされております。市といたしましては、今年度より競技大会組織委員会へ職員を派遣し、この大会を盛り上げてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても大変御多忙とは存じますが、積極的に御参加をいただき、共に機運を盛り上げていただきますよう御協力をお願いいたします。

結びに、議員各位におかれましては健康に十分御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍されることを御祈念を申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

これもちまして、令和5年第1回愛西市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

杉村義仁

会議録署名議員  
第13番議員

近藤武

会議録署名議員  
第14番議員

神田康史